

勝 コミュニティ・スクール

福津市立勝浦小学校いじめ防止基本方針

令和2年6月改訂

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものである。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人的関係を指す。

上記の考えのもと、いじめは以下の二つの態様から考える。

心理的な影響	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコン夜景帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる等。
物理的な影響	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品たかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

いじめ対応の基本姿勢

- ①いじめられたとする児童の立場に立ち、いじめがあった（疑いも含む）という認識のもとで受容的に接する。
- ②いじめられた児童を全面的に支援する。
- ③「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導する。
- ④定義に左右されることなく、常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する。

いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。

いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3ヶ月以上期間継続していること

被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

上記の考えのもと、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員で取り組む。そのために以下の6点を基本姿勢とする。

いじめ防止のための基本姿勢

- ①児童理解と信頼関係づくりに努め、いじめを許さない、見逃さない学級づくりに努める。
※道徳科学習「生命の尊重」を確実に実施し、人の痛みを思いやる気持ちや生命尊重などの人権感覚や人権意識を高める。
- ②学習規律・学習態度の徹底を図り、一人一人の児童が相手の話をよく聴き、学び合える授業づくりに努める。(授業改善)
※主題研修 「主体的に学ぶ子どもを育てる教育活動」
～ネオ勝浦プランの位置づけと津中校区授業スタイルの重点化を通して～
※人権研修 人権教育・特別支援教育、生徒指導
- ③特別活動を通して、自他を理解し関わり高め合える集団づくりに努める。(絆づくり)
※学級活動、委員会活動、学校行事、そして、縦割り活動における主体的な関わりと生活づくりを充実する。
- ④学校・家庭・地域が共働し、体験活動をとおして児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。(自己有用感)
※ネオ勝浦プランの構築を通して、自らの生活や学び、生き方を更新・想像することができる教育活動(米づくり、人形浄瑠璃、獅子楽、福祉学習など)を創造する。
- ⑤いじめの未然防止、早期発見のために、当該児童の安全(学校が守る)を保障することを示し、解決に向け学校内だけでなく各種団体や専門家と協力する。
※毎月第3木曜日の教育支援委員会の実施
- ⑥いじめ問題の情報については日頃から家庭や地域に公表し保護者や地域住民の理解と協力を得るように努める。

2 本年度の重点

学習規律・学習態度の徹底を図り、
一人一人の児童が相手の話をよく聴き、学び合える授業づくりに努める。

- (1) チーム学力、校内研修の提案に従い、学習規律や学び合いのある授業をめざす。
※福津市スタンダード、津中校区授業像の実現
- (2) 行事や学校生活の充実をめざした学級づくりに努め、安心して自分の思いが表現できる支持的風土の醸成に努める。
- (3) 積極的な生徒指導の観点から授業づくりの推進
※生徒指導の3機能(自己存在感を味わわせる・共感的な人間関係の育成・自己決定の場の設定)を取り入れた授業づくり
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関する正しい理解(人権問題も含む)の促進及び謝った知識や偏見の払拭に努める。

3 いじめ防止・対応のための組織

① 「生徒指導部」

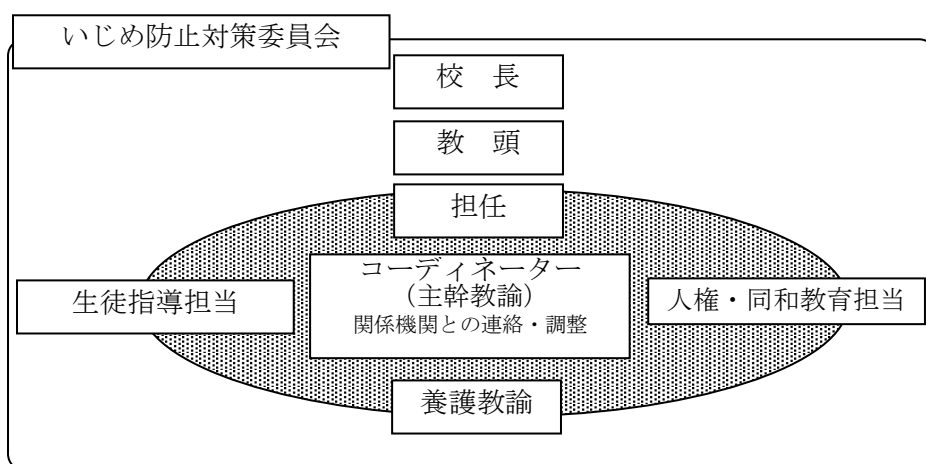
生徒指導の全体計画，年間指導計画の作成，生徒指導に関する研修の企画運営，アンケート作成配布を通じて校内の生徒指導について主導する。また，「いじめ・不登校対策委員会」の運営を行う。

② いじめ・不登校対策委員会（職員会議）

・月1回全職員で問題傾向を有する児童について，現状や指導についての情報交換，及び共通行動について話し合いを行う。

③ いじめ防止対策委員会

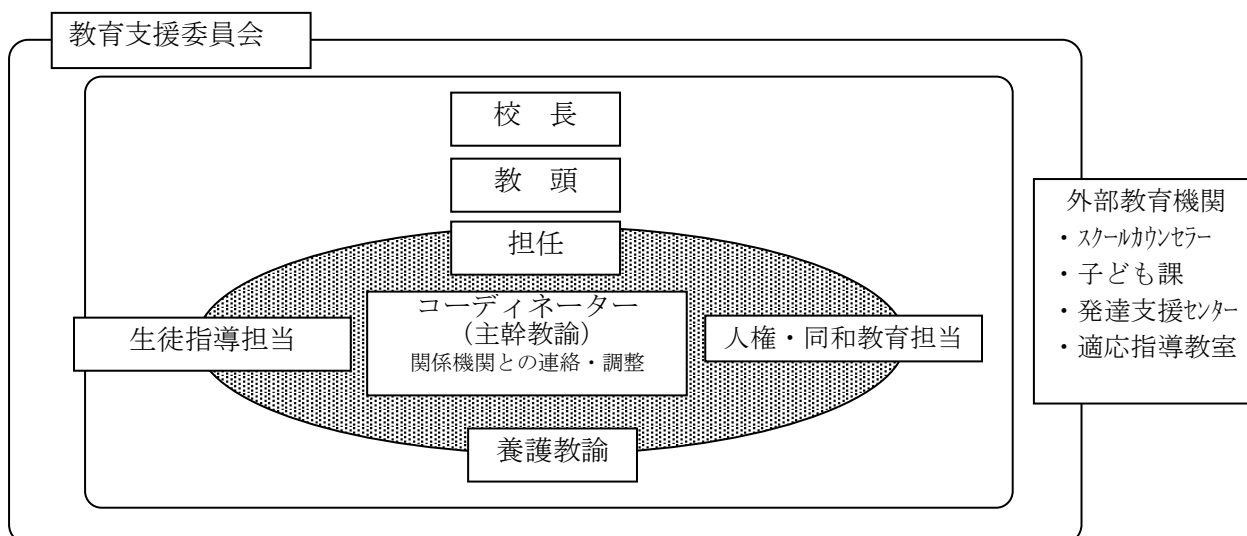
・構成メンバー 校長，教頭，主幹教諭 生徒指導担当，特別支援コーディネーター，養護教諭，当該学級担任，人権・同和教育担当で「いじめ事案」について話し合う。



④ 教育支援委員会

・構成メンバー 校長，教頭，主幹教諭 生徒指導担当，特別支援コーディネーター，養護教諭，当該学級担任（※人権・同和教育担当），スクールカウンセラー，教育相談員，ソーシャルワーカー，子ども課，適応指導教室，発達支援センター等で，不登校やいじめ，虐待など教育支援が必要な児童・家庭について話し合う。

開催期日 第3金曜日に開催



⑤ 家庭や地域、関係機関と連携した組織（緊急の問題が発生した場合）

- ・構成メンバー 校長，教頭，生徒指導担当，PTA会長，学校運営協議会会長，スクールカウンセラー・教育委員会指導主事，教育相談員等を中心に緊急の問題の内容に応じて，次の立場の者から選任する。

教育委員会担当課長，福津市こども課職員，宗像警察署スクールサポーター（宗像警察署生活安全課職員），主任児童委員 等

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために，次のような手段を講じる。

ア 授業づくり

「いじめはどの学校でも，どの児童にも起こりうる。」という認識に立ち，複数の教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことで，小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていくことが必要である。そのために，互いの授業を見学するなど，複数の目で学習状況や人間関係，学習効果を確認，全員が楽しく学習に参加できる授業づくりをめざす。

イ 全職員での見守り

おかしいと感じる児童を見つけた場合は，学級担任だけで対応するのではなく，旧担任，管理職及び生徒指導部で直ちに情報の共有を図り，当該児童を見守る。また，いじめ・不登校対策委員会や職員会議の中で，経過報告を行い多くの職員で当該児童を見守る。

ウ カウンセリングの充実

様子に変化が見られる場合には，職員が積極的に働きかけを行い児童に安心感を持たせるとともに問題の有無を確認，解決すべき問題がある場合には，「保健室」等プライバシーが確保できる部屋で当該の児童から悩みを聞き，問題の早期解決を図る。

エ 実態把握のためのアンケートの実施

学校生活アンケートを年2回，いじめのアンケートを月1回，QUアンケートを年2回，教育相談を年3回行い児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりをめざす。アンケートと指導の結果はファイルで主幹・管理職へ提出し，学校全体で確実な確認を行う。

オ 道徳教育の推進

豊かな心を育み，実践的な態度を養う道徳教育（含む人権教育）を積極的に推進する。

カ 相談ボックスの設置

職員室前に相談ボックスを設置し，アンケート以外でも児童からのSOSをいつでも受け取ることができるよう児童の心に寄り添った体制づくりに努める。

(2) いじめ早期解決のために，全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア いじめ問題を把握したときには，校長以下生徒指導部で対応を検討し，管理職を含め関係職員でチームを編成し，各自の役割を明確にして対応にあたる。

イ 情報収集を綿密に行い，事実を確認した上で，いじめられている児童のみの安全を最優先に考え，いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる。

ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

オ いじめられている児童の心の傷を癒すために，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー，養護教諭と連携を取りながら，指導を行っていく。

(3) 家庭や地域，関係機関と連携した取り組み

ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携を密にし，学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに，家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。

イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば，「子どもホットライン24」等のいじめ問題などの相談窓口の利用を促す。

5 いじめの早期対応の取組

被害児童の状況把握とその対応

- ① 事実確認を行い、その時受けている心理的圧迫感をしっかり受け止めるとともに、児童だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ② 相談を受けた担任のみで判断するのではなく、校長に報告し、教頭、生徒指導担当、教育相談担当者等と情報を共有するとともに、学校の問題ととらえ対応する。その時個人情報の扱いについては留意する。
- ③ 児童の心情を十分理解しながら、時間的な経過や、関係者などできるだけ具体的な状況を聞き取る。その際、単に事実だけを求めるのではなく、児童の心の痛み等を軽減するように努める。また、今後の指導に生かすため記録を残す。
- ④ 被害児童を守り通す姿勢を示したうえで、関係諸機関と連携を図り最善の努力をすることを伝え、話しやすい雰囲気をつくり、信頼されている教職員等が聞き取るようにする。また、専門的な知識を持つスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携し対応する。
- ⑤ 相談を受けたいじめが一定の限度を超える場合には、市町等教育委員会と連携し加害者に対し出席停止の措置を講じたり、警察等関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとったりすることも必要で、特に暴行や恐喝など犯罪行為にあたるいじめの場合は、必ず警察等関係機関と連携して対処する。
- ⑥ 養護教諭やスクールカウンセラー等が協力をして、心のケアに努める。

加害児童の状況把握とその対応

- ① 事実確認を行い、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ② 担任のみで判断するのではなく、校長、教頭、主幹教諭、教育相談担当者等と情報を共有するとともに学校の問題ととらえ対応する。その時個人情報の扱いについて留意する。
- ③ いじめを起こした背景や、時間的な経過、他校、他学年、卒業生等との関係など、できるだけ具体的な状況を把握する。その際、単に事実だけを追及するのではなく、当該児童の課題を生活背景等(学校生活、家庭環境、友人関係、保護者等)と関連させ明確にする。また、今後の指導に生かすため記録を残す。犯罪行為があれば、必ず警察と連携し、事件後も協同で指導する。
- ④ 聞き取りは、不用意に周囲に知れることがないように配慮する。その際一方的な説諭にならないようにし、専門的な知識を持つスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、信頼されている教職員等が聞くように工夫する。
- ⑤ 心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにする。

保護者への連絡、教育委員会等への報告

- ① 速やかに家庭訪問を実施する。(可能な限り事情を聞いた当日に行う。)
- ② 被害児童の保護者には、経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後のケアへの取組について説明し、理解と協力を依頼する。
- ③ 加害児童の保護者には、事象の具体的な内容や被害児童の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する。その際、加害児童の課題解決のための具体的な支援について話し合う。
- ④ 速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行う。
- ⑤ 他の小中学校や高等学校、有職・無職少年と関係して発生した事例も増加している。このため、関係諸機関(所轄の警察署、少年サポートセンター、少年補導センター、家庭裁判所等)や家庭及び、地域の協力者会議等と連携を図り、児童の個人情報を十分保護したうえで、問題行動についての報告や情報交換を行い解決に向けた具体的な取組を進める。

事後措置

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を一人ひとりの児童に徹底し、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないということを理解させるとともに、いじめを大人に伝えることは正しい行為であることを認識させる。
- ② いじめられている児童については、学校が徹底的に守り通すということを、言葉と態度で示す。
- ③ 学級活動、道徳教育等で、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、善悪の区別や正義と勇気等について適切に指導する。
- ④ 新しい情報が得られ次第、第二報、第三報を教育委員会に報告し、対応を協議する。

いじめ防止及びいじめ発生に備えた学校の体制の確立

- ① 校長のリーダーシップを発揮する。
- ② アンケート調査や適宜面談等を行うなどして、日常から児童の実態把握に努める。
- ③ 児童に関する情報の共有化を図る。
- ④ 全ての教職員が「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る問題である」という共通認識を持つ。
- ⑤ 指導方針に関する教職員間の共通理解と組織的な指導体制を確立する。
- ⑥ 豊かな人間関係づくりと教育相談を充実する。
- ⑦ 緊急時に備えた校内体制を整備する。
- ⑧ 児童に関する情報の引き継ぎを十分に行う。
- ⑨ 家庭、地域、関係機関との連携方針を確立し共通理解を図る。
- ⑩ 保護者・地域住民との連携を適切に行う。
- ⑪ 保護者へ啓発、支援等を行う。
- ⑫ 地域住民等からの意見を受け止めて反映させる。
- ⑬ 日頃から関係機関と連携を図る。
- ⑭ 体験活動など多様な指導方針による教育実践を図る。
- ⑮ 特別活動等において創意工夫を行う。
- ⑯ 規範意識の向上に向けて関係機関との連携による取組を実践する。

6 重大事態への対処

重大事態の意味

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童が自殺を企図した場合（疑いを含む）
- ・身体に重大な傷害を負った場合（疑いを含む）
- ・金品等に重大な被害を被った場合（疑いを含む）
- ・精神性の疾患を発症した場合等を想定（疑いを含む）

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・年間30日を目安
- ・定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手することが必要

重大事態への基本姿勢

児童や保護者からいじめられて重大事態に至った（疑いを含む）という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生及び疑いがあるものとして報告・調査等に当たる。

- ① 保護者の申し立てを受容的態度傾聴し、保護者の不安を緩和するよう努める。
- ② 校長は、保護者に対して、相談窓口の教職員の紹介をはじめ、学校の組織体制や調査の方法、

事実関係について把握したことを随時伝えることを確認する。

重大事態への対処

- ①事態事態（疑いを含む）の確認または、保護者等の申し立てにより認知した場合、校長は、本事案の発生について、全職員へ通知。
- ②教頭は、重大事態発生の報告（学校→設置者：市教育委員会→地方公共団体の長）
- ③校長は直ちに学校の組織体制を整え、窓口の教職員、調査の仕方、連絡・指示系統等の確認
- ④市教育委員会は、学校からの報告を受け、市長へ事態発生について報告（併せて、県教育委員会へ報告）
- ⑤調査組織で、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施
- ⑥校長は、学校組織で話し合われた内容を全教職員に周知し、全教職員が当事者意識をもって本事案に対応できるように努める。
- ⑦校長は、調査で分った事実関係等について、随時全教職員に周知し、常に指導体制や調査方法の見直し等についての共通理解に努める。
- ⑧いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
- ⑨調査結果を市長へ報告（調査組織を学校に置いた場合は、市教育委員会を通して報告）
- ⑩調査結果をふまえた必要な処置

事実関係を明確にするための調査

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- いつ（いつ頃から）
- 誰から行われ
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 児童の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

児童への調査においては、上記の内容について丁寧に聞き取ると同時に、直接、紙媒体に記述させることが重要である。また、教師が聞き取った内容を記録した場合は、その記録無いようを直接本人に確認させることも忘れずに行う。

ア、いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

- いじめられた児童から十分聴き取る
- 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う
- ※質問票の使用にあたり、いじめられた児童や情報提供をしてくれた児童を守ることを最優先とし、個別に事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する。
- いじめた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援が学習支援等を行う
- これらの調査を行うにあたっては、事案の重大性を踏まえて、福津市教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関とより適切に連携したりして対応にあたる。

イ、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

- いじめられた児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 調査方法として在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取りを行う。

関係法令

- ・ 国家賠償法第1条, 第3条
- ・ 民法第1条, 第709条, 第714条, 第715条, 第722条
- ・ 刑法第230条, 第231条
- ・ 学校教育法第11条, 第35条, 第49条
- ・ いじめ防止対策推進法 (平成25年法律71号)

参考文献

- ・ 生徒指導提要 文部科学省 (平成22年3月)
- ・ 福岡県いじめ問題総合対策 福岡県教育委員会 (平成19年2月)
- ・ 福岡県いじめ防止基本方針 福岡県 (平成26年3月)
- ・ 福津市いじめ防止基本方針 福津市 (平成26年4月) 策定
- ・ 福津市いじめ防止基本方針 福津市 (平成30年5月) 改訂
- ・ 福津市いじめ防止基本方針 福津市 (令和元年5月) 一部改訂
- ・ 福津市いじめ防止基本方針 福津市 (令和2年5月) 一部改訂